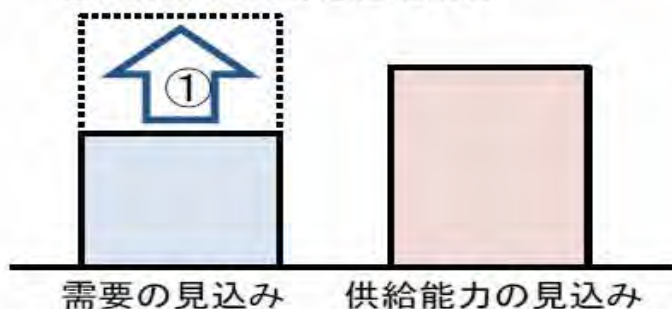


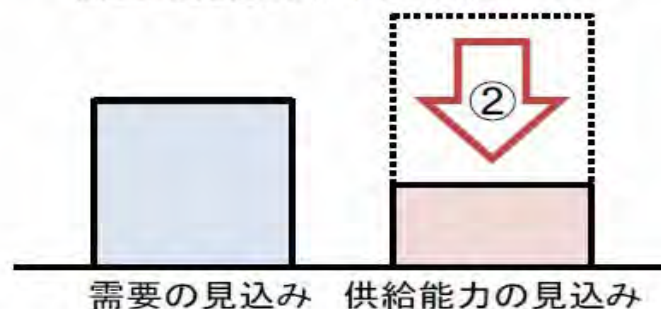
論点I(3) ガス小売事業者の変更登録

変更登録を受けべき変更事項

① 需要の見込みの増加であって、供給能力の見込みを上回るもの



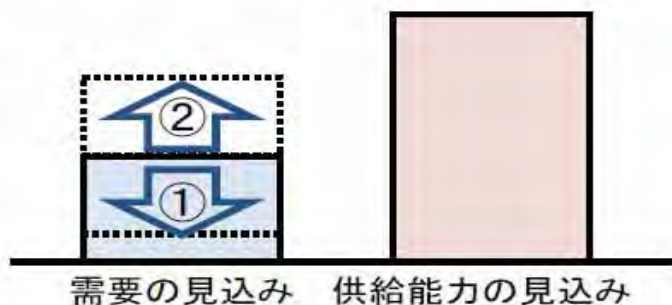
② 供給能力の見込みの減少であって、需要の見込みを下回るもの



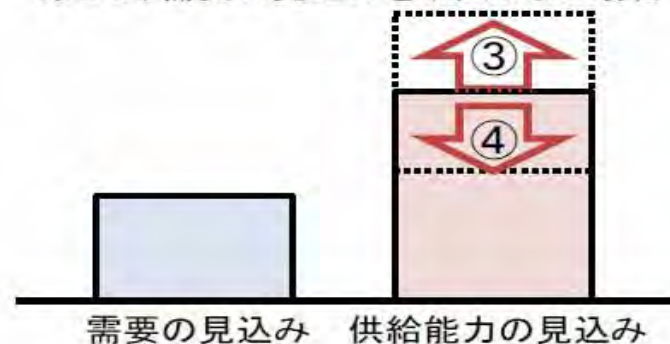
(注) 上記のようなケースにおいては、いずれも需要の見込みが供給能力の見込みを上回ることから、①については供給能力の見込みを増加させない限り、また、②については需要の見込みを減少させない限り、変更登録は認められない。

変更登録が不要となる軽微な変更事項

① 需要の見込みを減少させる場合
② 需要の見込みを増加させる場合であって、供給能力の見込みを上回らない場合



③ 供給能力の見込みを増加させる場合
④ 供給能力の見込みを減少させる場合であって、需要の見込みを下回らない場合



論点I(6)

小売全面自由化をいかに告知するか

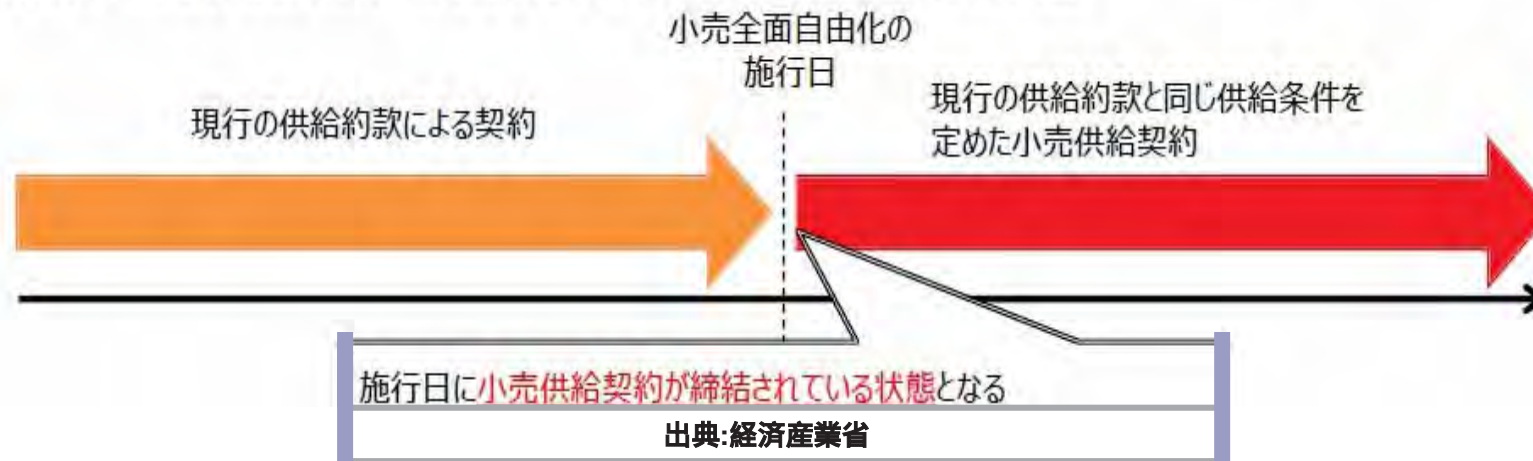
- 以下のとおり、需要家と「現行の供給約款による契約」を締結している一般ガス事業者等は、小売全面自由化と同時に、当該需要家と「現行の供給約款と同じ供給条件を定めた小売供給契約」を締結している状態となる。
- この点、改正後のガス事業法においては、「小売供給契約の締結をしようとするとき」には説明義務・説明時書面交付義務が、「小売供給契約を締結したとき」には契約締結後書面交付義務が課されることから、上記のような場合においても、これらの義務が課せられることとなる。
- しかしながら、一般ガス事業者等に対して、施行日に、これらの義務を一度に履行することを求めることは非現実的であることから、施行日以後に求められる説明を施行日前に行うことを認めることとし、これを履行すれば、施行日以後に改めて同様の説明を行う必要はない旨の規定を設ける予定。

(注1) 上記の整理は経過措置料金規制が課せられない事業者であることを前提としている。経過措置料金規制が課せられる一般ガス事業者等が、経過措置約款に基づく小売供給を行う場合には、現行の供給約款に基づく供給と同様、説明義務・書面交付義務は課されない(改正法附則において措置済み)。

(注2) 上記の整理は、現在の一般ガス事業者の選択約款等についても同様。

(注3) 説明義務・書面交付義務の履行方法については引き続き整理。

(注4) 現行の供給約款における供給条件を必ずしも十分に認識していない需要家が存在することも想定されることから、小売全面自由化を機に、需要家に改めて小売全面自由化後の供給条件を認識させ、供給事業者を変更するか否かについて「考える機会」を与えることは有益。

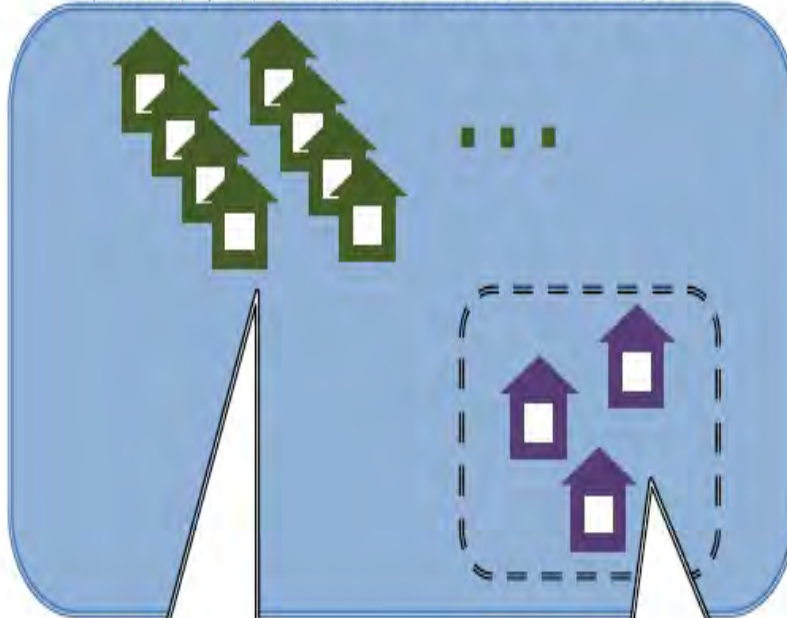


論点I(8)

経過措置料金規制適用の考え方

出典:経済産業省

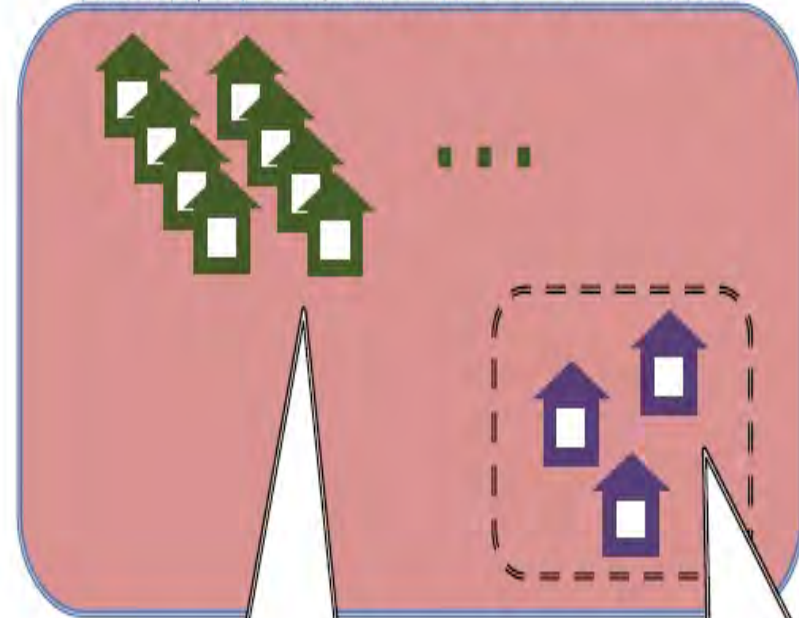
経過措置料金規制が課される事業者



ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
=経過措置供給約款に基づく供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
=経過措置供給約款に基づく供給義務の対象外

経過措置料金規制が課されない事業者



ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
=最終保障供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
=最終保障供給義務の対象外

➤ このため、経過措置料金規制が課される間は、原則として、最終保障供給義務は課されない。

論点II(2)

パンケーキの解消



	パンケーキ問題の 解消前	パンケーキ問題の 解消後
小売事業者 X	$a + b + c$	c' <p>（ A社、B社に支払う即託送料金 $a \cdot b$ は C社の供給区域内の需要家で薄く広く負担する。 （託送料金の一般負担化）</p>
小売事業者 Y	c	
ポイント	通常なら距離が近いのでXとYではYが有利 (Xはパンケーキ状態)	XとYは託送でのハンディはない

出典：東洋計器

連結託送料金 a、bは、Cの供給区域で回収された小売託送料金 c' から、事業者間精算制度により各社の専管事業部門に支払われる。

論点II(2)

パンケーキを解消する計算方法

一般ガス事業者Cの供給エリア内にある需要家Zが

Xから 10万 m^3

Yから 10万 m^3

購入したとする

Aの卸託送単価 60円/ m^3

Bの卸託送単価 40円/ m^3

Cの小売託送単価 50円/ m^3

とすれば

本来の託送料は

	一般ガス事業者 A	一般ガス事業者 B	一般ガス事業者 C	
小売事業者 X は	10万 m^3 × 60円/ m^3	+	10万 m^3 × 40円/ m^3	+ 10万 m^3 × 50円/ m^3 = 1,500万円
小売事業者 Y は				10万 m^3 × 50円/ m^3 = 500万円
	600万円	400万円	1,000万円	

となるが、

XとYの競争を促すため、A社、B社の託送料金 合計 1,000万円は、C社の供給域内の全需要家で均等に負担していただく。(一般負担化)

仮にC社の供給域内でのガス販売量が需要家Z分を含めて 2,000万 m^3 であれば、このA社、B社に支払う 1,000万円の影響は、
1,000万円 / 2,000万 m^3 = 0.5円/ m^3 で、一般ガス事業者Cの新たな小売託送単価は 50.5円/ m^3 となる。

C社の供給域内の全ての需要家に従来より 0.5円/ m^3 多く負担していただく。

従ってC社には $50.5円 \times 2,000万m^3 = (50円 \times 2,000万m^3) + (0.5円 \times 2,000万m^3) = 100,000万円 + 1,000万円$

(C社本来の
託送収入) (A社・B社分
託送料)

この 1,000万円が次のように区分される。

一般ガス事業者 A社には、C社からXルートのア社分である 600万円を支払い

B社には、C社からXルートの本社分である 400万円を支払い

小売事業者が負担する託送費は

X社 50.5円/ m^3 × 10万 m^3 = 505万円

Y社 50.5円/ m^3 × 10万 m^3 = 505万円

出典:東洋計器

論点II(2)

料金審査専門会合

検討の経緯

平成28年 7月末日	ガス会社より託送料金の認可申請	第18回 (10月12日)	需給調整費、需要開拓費、 比較査定対象ネットワーク費用
8月 1日	経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ 意見聴取	第19回 (10月26日)	費用の配賦・レートメイク、検討を深めるべき 論点①
〈料金審査専門会合において審議〉		第20回 (11月10日)	検討を深めるべき論点②
第14回 (8月 9日)	概要説明 (東京、東邦、大阪)	第21回 (12月 1日)	査定方針案の検討
第15回 (8月25日)	前提計画、経営効率化、租税課金、 営業外費用、控除項目	12月 1日	料金審査専門会合において査定方針案をと りまとめ
第16回 (9月13日)	需給調整費、需要調査・開拓費、バイオガス調達費	12月 7日	第61回電力・ガス取引監視等委員会におい て査定方針を策定
第17回 (9月29日)	設備投資関連費用、修繕費、事業者間精算費・ 収益		

論点II(2)

料金審査専門会合委員

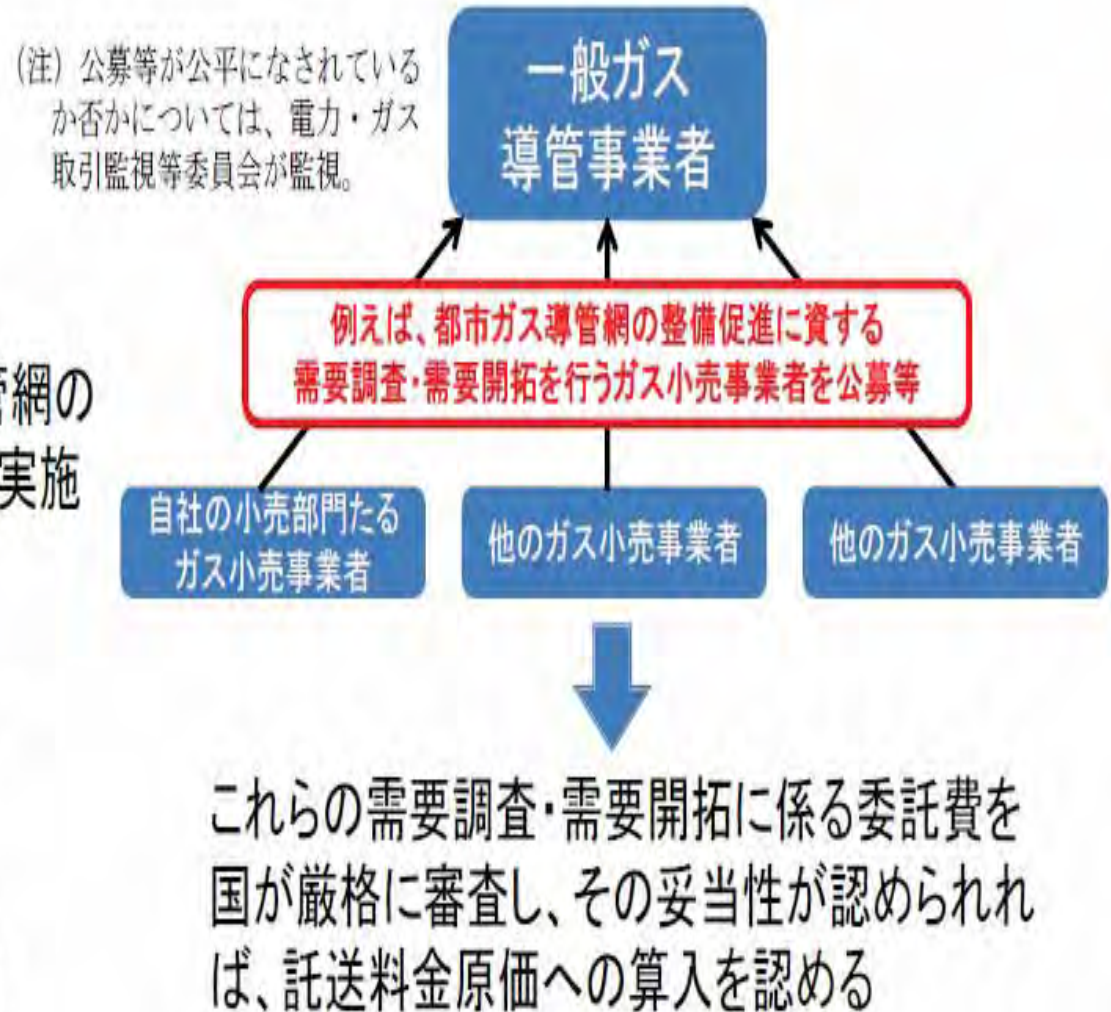
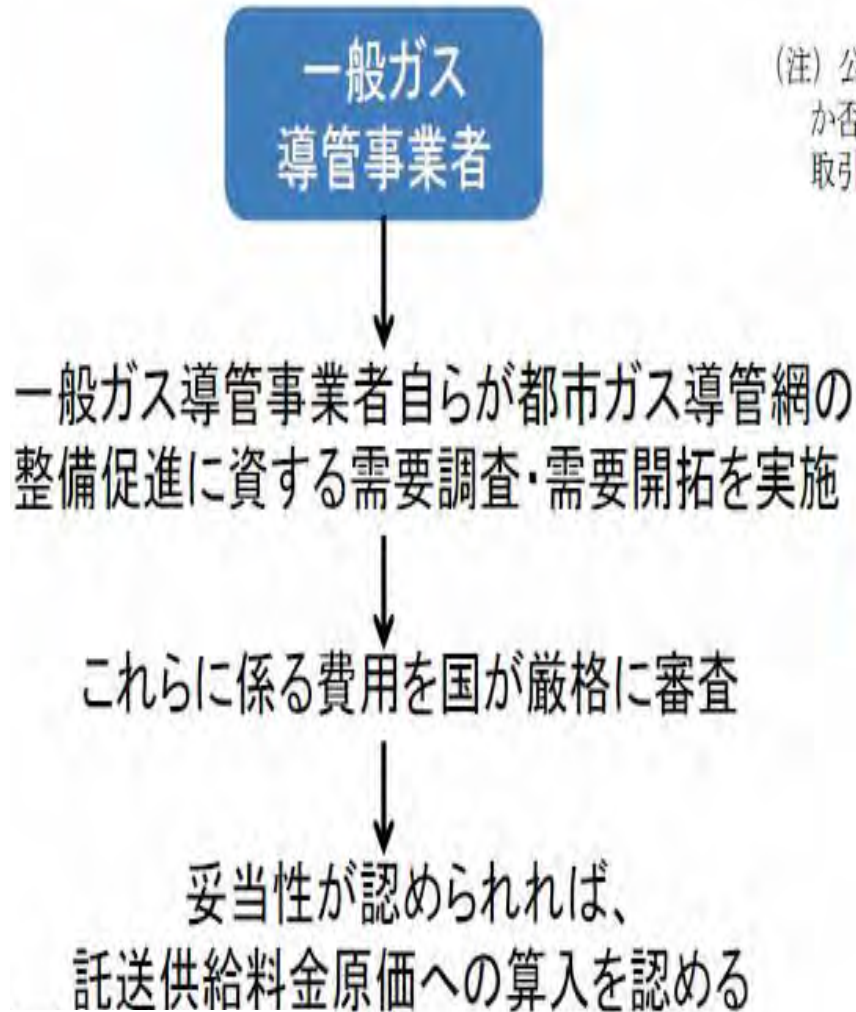
(座長)

(敬称略)

安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
圓尾 雅則	S M B C日興証券株式会社 マネージングディレクター
箕輪 恵美子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 常任顧問
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

論点II(2)

厳格な託送供給料金への原価算入



論点II(2) ヤードスティック競争への影響

(類型1) 東日本大震災以降、直近の供給約款料金の改定が原価の洗い替えを伴う認可である事業者

本省・局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
事業者数	0	2	8	39	0	0	1	3	1	1	0	55
事業者名	—	室蘭ガス、苫小牧ガス	のしろエネルギーサービス、八戸ガス、山形ガス、庄内中部ガス、福島ガス、仙台市、由利本荘市、男鹿市	青梅ガス、美浦ガス、東部液化石油、足利ガス、佐野ガス、北日本ガス、桐生ガス、館林ガス、伊勢崎ガス、埼玉ガス、本庄ガス、角栄ガス、新日本ガス、入間ガス、大多喜ガス、千葉ガス、日本ガス、北陸ガス、新発田ガス、越後天然ガス、蒲原ガス、栄ガス消費生活協同組合、吉田ガス、東京ガス山梨、堀川産業、松本ガス、上田ガス、長野都市ガス、御殿場ガス、富岡市、下仁田町、大網白里市、上越市、柏崎市、見附市、妙高市、小千谷市、魚沼市、糸魚川市	—	—	甲賀協同ガス	福山ガス、水島ガス、山口合同ガス	四国ガス	日本ガス	—	—

(類型2) 東日本大震災以降、直近の供給約款料金の改定が値下げ届出である事業者

本省・局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
事業者数	5	2	3	32	4	1	6	2	0	10	1	66
事業者名	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、東部ガス	北海道ガス、釧路ガス	塩釜ガス、仙南ガス、庄内町	武陽ガス、昭島ガス、筑波学園ガス、太田都市ガス、武州ガス、東彩ガス、大東ガス、西武ガス、武蔵野ガス、鷲宮ガス、日高都市ガス、幸手都市ガス、坂戸ガス、松栄ガス、伊奈都市ガス、京葉ガス、野田ガス、東日本ガス、京和ガス、小田原ガス、厚木ガス、湯河原ガス、白根ガス、諏訪ガス、静岡ガス、熱海ガス、東海ガス、島田ガス、中遠ガス、袋井ガス、東金市、習志野市	中部ガス、犬山ガス、津島ガス、大垣ガス	高岡ガス	河内長野ガス、伊丹産業、大和ガス、桜井ガス、大武、大津市	広島ガス、岡山ガス	—	大牟田ガス、筑紫ガス、高松ガス、久留米ガス、鳥栖ガス、佐賀ガス、九州ガス、宮崎ガス、加治木ガス、国分単人ガス	沖縄ガス	—

(類型3) 上記(1)及び(2)以外の事業者

本省・局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
事業者数	0	0	1	5	0	0	0	0	0	1	0	7
事業者名	—	—	酒田天然ガス	栃木ガス、秦野ガス、白子町、九十九里町、長南町	—	—	—	—	—	大分ガス	—	—